

埼玉県川越農林振興センター林業部総合評価落札方式技術審査会設置要綱

(目 的)

第1 埼玉県川越農林振興センター（林業部）が総合評価落札方式を執行するに当たり、工事価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という。）に係る性能、機能、技術等に関する技術提案（以下VE提案）又は簡易型の実施に伴う評価項目の設定及び技術資料（以下技術資料等）の審査を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2 技術審査会は、入札参加希望者から提出されたVE提案又は技術資料等について、次の各号に掲げる事項の中から対象工事の特性等を勘案し、必要な項目について審査する。

- (1) 性能等の確保（工事目的物の性能、機能等の向上が図られた工法であるか）
- (2) 経済性の有無（コスト縮減の効果が期待できるか）
- (3) 確実性の有無（契約を履行するうえで、施行計画に確実性があるか）
- (4) 安全性の確保（施行の安全性が図られているか）
- (5) 品質管理の確保（材料等の品質が確保されているか）
- (6) 汎用性の有無（他の工事への普及が可能か）
- (7) 環境対策の有無（環境負荷への軽減対策がされているか）
- (8) その他の評価に必要な事項

(構 成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 川越農林振興センター 副所長兼林業部長
- (2) 副会長 川越農林振興センター 林業部 治山・森林管理道担当部長
- (3) 委 員 川越農林振興センター 林業部 林業支援担当部長
川越農林振興センター 林業部 森林保全・森林循環・
木材利用推進担当部長

2 会長は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会 長)

第4 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会 議)

第5 技術審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

3 技術審査会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(報 告)

第6 会長は、技術審査会の会議結果を埼玉県川越農林振興センター所長に報告するものとする。

(作業部会)

第7 会長は、技術審査会の審議を円滑にするため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第8 事務局は、埼玉県川越農林振興センター林業部に置く。

(その他)

第9 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。